

四半期報告書

(第70期第2四半期)

自 2021年7月1日

至 2021年9月30日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	1

第2 事業の状況

1	事業等のリスク	2
2	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3	経営上の重要な契約等	6

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1)	株式の総数等	7
(2)	新株予約権等の状況	8
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5)	大株主の状況	10
(6)	議決権の状況	11

2	役員の状況	11
---	-------------	----

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1)	四半期連結貸借対照表	13
(2)	四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	15
	四半期連結損益計算書	15
	四半期連結包括利益計算書	16
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17

2	その他	25
---	-----------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]	巻末
--------------------	----

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月12日
【四半期会計期間】	第70期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 本 祐 昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 野 口 貴 博
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 野 口 貴 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第2四半期 連結累計期間	第70期 第2四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2021年4月1日 至2021年9月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	27,741	31,674	59,076
経常利益 (百万円)	657	708	2,068
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	367	477	1,170
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,780	468	4,927
純資産額 (百万円)	38,093	41,028	41,129
総資産額 (百万円)	86,051	90,483	91,142
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	39.42	51.14	125.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	39.41	51.10	125.45
自己資本比率 (%)	43.2	44.2	44.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,137	2,063	4,088
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,374	△1,691	△5,270
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,542	△2,782	2,835
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	7,818	6,061	8,337

回次	第69期 第2四半期 連結会計期間	第70期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2021年7月1日 至2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	38.47	36.43

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社10社から構成しており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 当期の経営成績の概況」に記載のとおりですが、今後の経過によっては当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 当期の経営成績の概況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチンの接種が進む一方、感染力の強い変異株による感染が拡大したことから都市部を中心に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が継続され、景気の本格的な回復に向けては足踏みの状況が続いています。

住宅業界においては、当社グループの主力販売分野である持家や分譲戸建住宅の着工戸数については、前年度からは回復傾向で推移していますが、依然、コロナ禍前の水準を回復するには至っておりません。また、米国での住宅需要の拡大や中国での旺盛な木材需要などによる木材、木製品の供給不足や価格の高騰、いわゆる「ウッドショック」により、国内での建築着工の遅れや資材価格の高騰が顕在化してきており、今後、当社グループの業績に影響を与えることが懸念されます。

当社グループはこのような事業環境のもと、無垢商品や省施工商品といった付加価値が高い商品を核とした内装建材等の拡販に注力するとともに、国内のリフォーム・非住宅市場や海外市場といった新たな市場のさらなる開拓を進めています。また、デジタル技術などを活用した労働生産性の向上や経費削減への継続的な取り組みに加え、生産企画・設計工程並びに製造ラインにおけるデータ利活用の高度化や、営業部門の業務プロセス改革による効率化と顧客サービスレベルの更なる向上を目指したDX推進プロジェクトを発足、推進しています。

国内販売については、「商品にサービスを加えて提供する建材サービス業」を目指し、省施工商品のようにお客様にとって付加価値のある商品の拡販に取り組んでいます。また、ニューノーマル（コロナ禍後の新常态）下での営業プロセスとして「オンライン型営業」による顧客接点強化を継続し、「訪問型営業」と併せた営業活動の高効率化も推進しています。

商品開発については、2021年4月に立ち上げた商品企画開発部を中心に、木材の特性を活かした本物の無垢商品や、サイズ・カラーが豊富で組み合わせ自由な収納商品、職人不足など建築現場での課題に対応した省施工商品といった新商品の開発にスピード感をもって取り組んでいます。

リフォーム市場については、昨年専担部署として立ち上げた開発営業部が、ショールームを起点にオンライン相談やバーチャルショールームなども活用して新たな顧客の開拓を進めています。また、非住宅市場については、構造システム営業部、商環境開発部といった各専担部署がオンラインセミナーなども活用し、中大規模木造建築の新規物件獲得や施設・店舗向け内装材案件の獲得に取り組んでいます。

海外部門については、ニュージーランド子会社では、当社グループ向けの生産数量を確保した上で、原木及び木製品を米国やニュージーランド国内市場、アジア市場などへ販売しています。また、昨年12月に新工場に移転したインドネシア子会社では、インドネシア国内や欧米市場向けの販路開拓を続け、拡販に努めています。

こうした状況の中、当第2四半期連結累計期間の連結売上高は、31,674百万円（前年同期比14.2%増）、営業利益は962百万円（同2.3%増）、経常利益は708百万円（同7.7%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は477百万円（同29.9%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

①住宅建材設備事業

住宅建材設備事業では、全国の営業拠点と特需営業部（大手ハウスメーカーやフランチャイズ（FC）/ボランティアチェーン（VC）本部等担当）や構造システム営業部（構造材担当）などの専担部署との連携を強化し、ターゲット顧客や見積案件の見える化（情報共有）などに取り組みました。また、「第1回新築戸建オンラインセミナー」の開催（5月）や住まい手の生活スタイルに合わせた空間を提案するスタイルブック「木づかい、戸そだて、家づくり。」のリニューアルなど、新たな営業手法をタイムリーに織り込みながら、顧客接点の増強に努めました。さらに、国土交通省が主導する「グリーン住宅ポイント制度」を活用して、高い省エネ性能を持つ新築住宅や、断熱・バリアフリー商品によるリフォーム等の提案を行っています。なお、昨今の木材原料、化学原料等の更なる高騰に対応して、生産性の向上や経費削減等への取り組みと並行して、建材商品全般の販売価格の改定も進めています。

当第2四半期連結累計期間における新商品については、シート内装・建具では従来の「ソフトアートシリーズ」を「DORETUS（ドレタス）シリーズ」に一新しました（6月）。無垢商品では「ピノアースオーダーペイントドア」に自然塗料2色を追加（6月）。収納商品では木口までしっかり仕上げることで施工現場の時間短縮を可能とする「仕上げてる棚板」に、間口の広いクローゼットでも仕切りなしで収納可能な「27ミリタイプ」を追加（4月）。また、このほか、壁材商品では防火性能に優れた不燃認定基材を採用し、商業施設やホテル、オフィスなど公共空間の仕上げにも最適な「フラットパネル不燃タイプ」といった商品を発売しました（7月）。

無垢商品では「無垢の木の洗面」、収納商品では「仕上げてる棚板」、「無垢の木の棚板」、「無垢の木の収納」が、また、建設現場で課題となっている職人不足に対応する省施工商品では「ジャストカット階段」や「天井野縁システム」が引き続き好調に推移しています。

リフォームの分野では、開発営業部が、無垢の木のキッチン・洗面・収納を武器に、旗艦ショールーム（新宿・名古屋・大阪・福岡のウッドワンプラザ）を最大限に活用し、マンションリノベーション・戸建てリフォームの顧客開拓を推進しました。非住宅においては、構造システム営業部が「中大規模木造建築オンラインセミナー」を開催（6月）、JWOOD新工法による中大規模木造建築の工法・事例・設計面でのサポートを案内し、非住宅における新規物件の獲得強化を図りました。また、商環境開発部では施設・店舗向け床材・壁材、特に「KITOIRO」の拡販に努め、設計事務所への提案を強化して非住宅物件向け内装材案件の獲得に努めました。こうした活動の結果、リフォーム・非住宅向けの売上高は前年・前々年を上回る水準まで回復しました。

海外部門については、ニュージーランド子会社では、米国やニュージーランド国内市場、アジア市場などで原木及び木製品の需要が高まっていることからこれらの市場向けの販売が好調に推移しました。なお、8月に現地の新型コロナウイルス感染症対策が強化され、2週間程度、工場停止を余儀なくされましたが、9月3日には生産活動を再開しています。また、インドネシア子会社では、新工場移転により突板ドアの生産体制が強化されたことで生産数量が増加しました。原材料価格の高騰やコロナ禍による工事進捗の遅れによりインドネシア国内物件向けの販売量は落ちたものの、欧米市場への販売は引き続き好調に推移しました。

こうした活動の結果、当第2四半期連結累計期間における住宅建材設備事業の売上高は31,105百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益は855百万円（同6.0%増）となりました。

②発電事業

発電事業では、本社敷地内に設置している木質バイオマス発電設備が安定的に稼働し、電気事業者に計画通り売電を行いました。前連結会計年度末において5年間の激変緩和措置が終了したことにより、固定価格買取制度（FIT）に上乗せされていたプレミアム価格が廃止され、売上、営業利益とも減少しました。

木質バイオマス発電において排出されるCO₂は、木が成長する過程で大気から吸収したものであり、大気中のCO₂量の実質的な増加には繋がらない（「カーボンニュートラル」）とされるものです。森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材などの「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」、加えてフィリピン子会社の端材等も燃料用に加工して輸入するなど安定的に燃料の調達を行っています。また、粗悪な燃料を排除するためのふるい機や選別機を活用し、ここ数年間に渡り故障停止することなく安定稼働と出力を維持しています。

この結果、当第2四半期連結累計期間における発電事業は、売上高が591百万円（前年同期比6.7%減）、営業利益が107百万円（同20.0%減）となりました。

(2) 当期の財政状態の概況

当第2四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ資産が659百万円減少、負債が558百万円減少、純資産が100百万円減少しました。

資産659百万円の減少は、流動資産が1,880百万円減少、固定資産が1,221百万円増加したことによるものです。流動資産1,880百万円の減少は、その他流動資産が361百万円増加したものの現金及び預金が2,290百万円減少したことによるものです。また、固定資産1,221百万円の増加は、主にニュージーランド子会社の立木と林地のリース契約更新により有形固定資産が1,393百万円増加したことによるものです。

負債558百万円の減少は、主に「収益認識に関する会計基準」を第1四半期連結会計期間の期首から適用したことなどによりその他流動負債が1,066百万円、ニュージーランド林地のリース債務等でその他固定負債が825百万円増加したものの、借入金が2,302百万円減少したことによるものです。

純資産100百万円の減少は、主に期首から適用した「収益認識に関する会計基準」の影響などにより利益剰余金が123百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により2,063百万円増加、投資活動により1,691百万円減少、財務活動により2,782百万円減少しました。

営業活動により増加した資金2,063百万円（前年同期は1,137百万円の資金増加）は、主に法人税等で365百万円の支払いがあったことにより資金が減少したものの、税金等調整前四半期純利益718百万円、非資金項目である減価償却費1,479百万円に加えて、仕入債務が141百万円増加したことにより資金が増加したものです。

投資活動により減少した資金1,691百万円（前年同期は3,374百万円の資金減少）は、主に投資有価証券の売却による収入が100百万円あったものの、国内および海外子会社での設備投資およびニュージーランド子会社での山林投資等に1,731百万円支出したことによるものです。

財務活動により減少した資金2,782百万円（前年同期は3,542百万円の資金増加）は、主に昨年借り入れた新型コロナウイルス感染症対策資金やインドネシア子会社の有利子負債の一部を返済したことから借入金が2,516百万円減少したことに加え、配当金として111百万円を支出したことによるものです。

この結果、現金及び現金同等物は2,276百万円の減少となり、当第2四半期連結会計期間末残高は6,061百万円（前連結会計年度比27.3%減）となりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならずと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(I) 森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(II) 貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(III) 木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・非住宅・商環境市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(IV) 変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(V) 新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(VI) 認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、2021年9月30日現在11名の取締役(内社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

当社は、2007年3月期より昭和監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために2020年6月25日開催の株主総会におきまして、第七回事前警告型買収防衛策（以下「事前警告型防衛策」）について承認を得て導入しています。

事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のウェブサイトのIR情報に掲載しています。

- ・2020年5月27日付「第七回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」

https://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2020/05/20200527_baishuboueisaku.pdf

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、117百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものはありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,367,876
計	39,367,876

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,841,969	9,841,969	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,841,969	9,841,969	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2021年7月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 8名
新株予約権の数 ※	130個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 13,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1,343円 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年7月22日 至 2030年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,540円 資本組入額 770円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権の割当日（2021年7月21日）における内容を記載しています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位になければなりません。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、新株予約権を相続し行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権の質入れは認めないものとします。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

4. 組織再編成行為時の取扱い

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」といいます。）}}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日（2023年7月22日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日（2030年6月30日）までとします。
- (e) 承継新株予約権の行使条件
- ① 承継新株予約権の質入れは認めないものとします。
 - ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
 - ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。
- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
 - ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
 - ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	—	9,841,969	—	7,324	—	7,815

(5)【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,093	11.70
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	876	9.38
(株)日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	417	4.47
住建持株会	広島県廿日市市木材港南1番1号	362	3.89
中本 雅生	広島県廿日市市	295	3.16
中勇不動産(株)	東京都渋谷区上原3丁目26番6号	280	3.01
中本 祐昌	広島県廿日市市	260	2.79
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	251	2.69
住建東海持株会	愛知県豊橋市明海町5番地30	240	2.58
ウッドワン従業員持株会	広島県廿日市市木材港南1番1号	218	2.34
計	—	4,296	46.01

- (注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,093千株です。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分360千株及びその他信託業務等に係る株式732千株です。
2. 上記(株)日本カストディ銀行の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は417千株です。なお、それらの内訳は、(株)みずほ銀行退職給付信託分168千株及びその他信託業務等に係る株式249千株です。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 502,600	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,304,900	93,049	同上
単元未満株式	普通株式 34,469	—	—
発行済株式総数	9,841,969	—	—
総株主の議決権	—	93,049	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式67株が含まれています。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1番1号	502,600	—	502,600	5.11
計	—	502,600	—	502,600	5.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、昶和監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,377	6,087
受取手形及び売掛金	8,084	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	8,160
商品及び製品	4,056	4,005
仕掛品	1,609	1,774
原材料及び貯蔵品	6,249	6,107
その他	419	780
貸倒引当金	△30	△30
流動資産合計	28,766	26,886
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,240	8,382
機械装置及び運搬具（純額）	4,626	4,504
土地	15,517	15,718
立木	17,070	17,293
その他（純額）	4,648	5,597
有形固定資産合計	50,102	51,496
無形固定資産	848	848
投資その他の資産	※1 11,424	※1 11,252
固定資産合計	62,375	63,597
資産合計	91,142	90,483
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,744	3,757
電子記録債務	2,724	2,862
短期借入金	※3 8,707	※3 8,175
未払法人税等	438	357
1年内償還予定の社債	300	300
引当金	321	310
その他	2,597	3,663
流動負債合計	18,833	19,427
固定負債		
社債	3,000	3,000
長期借入金	※3 23,615	※3 21,844
繰延税金負債	819	608
引当金	344	356
退職給付に係る負債	1,021	1,014
その他	2,378	3,203
固定負債合計	31,180	30,027
負債合計	50,013	49,454

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,519	7,519
利益剰余金	22,926	22,802
自己株式	△2,122	△2,083
株主資本合計	35,648	35,563
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	901	845
繰延ヘッジ損益	—	△3
為替換算調整勘定	3,538	3,594
退職給付に係る調整累計額	△6	△3
その他の包括利益累計額合計	4,433	4,434
新株予約権	150	143
非支配株主持分	897	887
純資産合計	41,129	41,028
負債純資産合計	91,142	90,483

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	27,741	31,674
売上原価	19,255	22,427
売上総利益	8,486	9,246
販売費及び一般管理費	※ 7,545	※ 8,284
営業利益	940	962
営業外収益		
受取利息	7	1
受取配当金	33	41
受取賃貸料	92	105
為替差益	1	25
その他	78	49
営業外収益合計	213	223
営業外費用		
支払利息	187	150
売上割引	189	196
その他	119	130
営業外費用合計	496	477
経常利益	657	708
特別利益		
固定資産売却益	3	8
投資有価証券売却益	0	1
新株予約権戻入益	10	5
特別利益合計	15	15
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産除却損	1	3
その他	38	0
特別損失合計	40	4
税金等調整前四半期純利益	632	718
法人税、住民税及び事業税	141	283
法人税等調整額	122	△24
法人税等合計	263	259
四半期純利益	368	458
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	0	△18
親会社株主に帰属する四半期純利益	367	477

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	368	458
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	189	△55
繰延ヘッジ損益	—	△3
為替換算調整勘定	1,188	65
退職給付に係る調整額	33	3
その他の包括利益合計	1,411	9
四半期包括利益	1,780	468
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,701	478
非支配株主に係る四半期包括利益	78	△9

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	632	718
減価償却費	1,335	1,479
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1	△5
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	55	△4
受取利息及び受取配当金	△41	△42
支払利息	187	150
為替差損益 (△は益)	17	△31
固定資産除売却損益 (△は益)	△2	△3
投資有価証券売却損益 (△は益)	△0	△1
売上債権の増減額 (△は増加)	243	—
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	—	△64
棚卸資産の増減額 (△は増加)	273	41
仕入債務の増減額 (△は減少)	△224	141
その他	△667	163
小計	1,811	2,542
利息及び配当金の受取額	41	42
利息の支払額	△198	△156
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△431	△365
役員退職慰労金の支払額	△84	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,137	2,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	7	17
有形固定資産の取得による支出	△3,415	△1,731
有形固定資産の売却による収入	7	7
投資有価証券の取得による支出	△0	△10
投資有価証券の売却による収入	2	100
その他	24	△74
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,374	△1,691
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△392	△298
長期借入れによる収入	6,330	1,722
長期借入金の返済による支出	△2,041	△3,941
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△180	△111
その他	△173	△153
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,542	△2,782
現金及び現金同等物に係る換算差額	△70	134
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,234	△2,276
現金及び現金同等物の期首残高	6,583	8,337
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,818	※ 6,061

【注記事項】

(会計方針の変更)

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、製品の販売とそれに付随する製品保証サービスの提供を別個の履行義務として識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は464百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末の流動負債の「その他」が661百万円増加しています。なお、当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
投資その他の資産	132百万円	127百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
受取手形割引高	137百万円	118百万円

※3 財務制限条項

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
--	-------------------------	------------------------------

2020年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2021年3月31日現在借入金残高2,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

2021年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2020年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

2021年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,500百万円、2021年3月31日現在借入金残高4,050百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,500百万円
借入実行総額	4,500
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

2021年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2021年9月30日現在借入金残高2,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

2022年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2021年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

2022年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,500百万円、2021年9月30日現在借入金残高3,900百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,500百万円
借入実行総額	4,500
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,100百万円、2021年3月31日現在借入金残高3,200百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,100百万円
借入実行総額	4,100
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2021年3月31日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,100百万円、2021年9月30日現在借入金残高2,900百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,100百万円
借入実行総額	4,100
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2021年9月30日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計年度の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度
(2021年3月31日)

当第2四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

① 純資産維持

各年度の決算期の末日において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日(2020年3月期末日)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。

② 営業利益の維持

2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

① 純資産維持

各年度の決算期の末日において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日(2021年3月期末日)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。

② 営業利益の維持

2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
運送費	1,768百万円	2,067百万円
給料手当	1,972	2,147
賞与引当金繰入額	193	193
役員退職慰労引当金繰入額	11	11
退職給付費用	110	87
貸倒引当金繰入額	1	△2

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	7,841百万円	6,087百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	△23	△26
現金及び現金同等物	7,818	6,061

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	174	18.75	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月6日 取締役会	普通株式	111	12.00	2020年9月30日	2020年12月10日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	111	12.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月5日 取締役会	普通株式	112	12.00	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
売上高					
外部顧客への売上高	27,108	633	27,741	—	27,741
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10	0	10	△10	—
計	27,118	633	27,752	△10	27,741
セグメント利益	806	133	940	—	940

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
売上高					
床材	3,695	—	3,695	—	3,695
造作材	15,424	—	15,424	—	15,424
その他建材	9,929	—	9,929	—	9,929
住宅設備機器	2,034	—	2,034	—	2,034
発電	—	590	590	—	590
顧客との契約から生じる収益	31,083	590	31,674	—	31,674
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	31,083	590	31,674	—	31,674
セグメント間の内部売上高 又は振替高	22	0	22	△22	—
計	31,105	591	31,697	△22	31,674
セグメント利益	855	107	962	—	962

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(2021年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(2021年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	39円42銭	51円14銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	367	477
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	367	477
普通株式の期中平均株式数(株)	9,330,828	9,339,482
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	39円41銭	51円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,810	7,339
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………112百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2021年12月6日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

暁和監査法人

広島事務所

代表社員 公認会計士 大 藪 俊 治
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 日 浦 祐 介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。